

お知らせ&ご案内



ウィンターボランティア・キャンペーン2009
 12月1日～1月31日

皆さんが自然にボランティア活動に参加できるよう、夏に引き続き、今年度もウィンターボランティア・キャンペーン2009（12月～1月）が実施されます!!

キャンペーン期間中は、さまざまな種類・分野のボランティアが募集されています。

愛媛ボランティアネット（ウィンターボランティア・キャンペーン2009特設ページ）をご覧ください、気になるボランティアを見つけたら、窓口までお問合せください!!

◎愛媛ボランティアネット
<http://nv.pref.ehime.jp/>

なお、ボランティアイベントブック（ボランティアの募集情報を掲載した冊子）を役場企画情報課で配布しています。

※部数に限りがございますので、役場企画情報課へ事前にお問合せください。

自分の意志で、無理せず、楽しく、

できることから始めてみましょう!

【問合せ先】

上島町企画情報課

TEL 0897177-2500

愛媛県民活動推進課

TEL 0891912-2305

今治税務署からのお知らせ

平成21年分年末調整説明会を次のとおり開催いたします。ご来場の際には、事前に送付いたします年末調整関係資料を持参してください。

■11月17日（火） 13時～15時
 せとうち交流館

■11月20日（金） 13時30分～15時30分
 伯方開発総合センター

《説明会に関する問合せ先》

今治税務署法人課税第一部門

TEL 089813216100

（内線413）

よくある税の質問に
 お答えする手段として
 ご利用いただいております

「タックスアンサー」のうち、「電話音声・ファクシミリ」サービスは、平成21年11月30日をもって、サービスを終了させていただきます。

なお、「インターネット（携帯電話サイトを含む）」のタックスアンサーは、引き続き

11月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(日)	中	10:06	335	22:02	322	3:52	75	16:17	106
2(月)	大	10:43	358	22:33	329	4:22	50	16:53	100
3(火)	大	11:20	375	23:07	334	4:54	28	17:30	97
4(水)	大	11:59	385	23:42	333	5:29	12	18:08	100
5(木)	大	—	—	12:40	387	6:06	4	18:48	107
6(金)	中	0:20	328	13:24	380	6:46	5	19:32	117
7(土)	中	1:02	318	14:13	366	7:30	15	20:22	128
8(日)	中	1:50	303	15:09	349	8:21	33	21:20	138
9(月)	小	2:49	287	16:13	332	9:20	56	22:28	141
10(火)	小	4:06	274	17:24	321	10:30	79	23:45	134
11(水)	小	5:37	274	18:34	317	11:53	94	—	—
12(木)	長	7:02	290	19:36	319	0:59	115	13:15	99
13(金)	若	8:12	314	20:28	323	2:01	89	14:25	96
14(土)	中	9:10	339	21:14	326	2:53	62	15:24	92
15(日)	中	10:01	360	21:56	327	3:38	38	16:15	90
16(月)	中	10:47	373	22:35	324	4:20	21	17:00	94
17(火)	大	11:30	377	23:11	317	4:59	11	17:42	101
18(水)	大	12:11	374	23:46	308	5:37	9	18:22	112
19(木)	大	—	—	12:51	364	6:13	15	19:01	125
20(金)	大	0:20	295	13:30	349	6:48	28	19:40	138
21(土)	中	0:54	280	14:09	332	7:23	46	20:20	150
22(日)	中	1:29	265	14:50	314	7:59	67	21:03	158
23(月)	中	2:10	250	15:35	297	8:38	89	21:52	163
24(火)	小	3:02	236	16:25	284	9:24	111	22:51	161
25(水)	小	4:16	228	17:21	276	10:21	130	23:55	152
26(木)	小	5:46	230	18:18	273	11:35	144	—	—
27(金)	長	7:05	246	19:10	275	0:55	135	12:55	148
28(土)	若	8:06	270	19:57	280	1:46	112	14:04	144
29(日)	中	8:57	297	20:40	289	2:30	86	15:01	136
30(月)	中	9:42	323	21:22	298	3:11	59	15:50	126

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

充実に努めてまいりますので、お気軽にご利用願います。

（国税庁ホームページ）

[<http://www.nta.go.jp/>]

からのご利用が便利です。

また、税に関する一般的なご相談は、お近くの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1番」を選択していただければ、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

地上デジタル放送の推進に係る受信機器購入等支援について

総務省では、経済的な理由などで地上デジタル放送を見ることができない世帯（具体的には生活保護などの公的扶助を受けている世帯等で、NHK受信料全額免除となっている世帯の方々を対象です。）に対して、簡易な地デジチューナーを無償供給するなどの支援を、本年10月1日から開始します。

※支援の申込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。

※支援は現物給付ですので、ご自身

で購入されたチューナー、アンテナ
改修等の費用を清算することはでき
ません。

■問合せ先

総務省地デジチューナー支援実施セ
ンター

TEL 0570-033840

※NHKとの受信契約、受信料免除
について

NHK視聴者コールセンター

TEL 0570-0000588

FAX 044-88814340

愛媛労働局からのお知らせ

11月2日(月)は、労働保険(労
災保険・雇用保険)料の第2期分の
納付期限となっております。

関係事業主の皆様へは、10月16日
頃に納付書をお届けしますので、最
寄りの金融機関での納付をお願いし
ます。

ご不明な点は、お気軽にお問合せ
ください。

■問合せ先

愛媛労働局労働保険徴収室

TEL 089-93515202

松山地方方法務局からのお知らせ

商業・法人登記事務の

取扱庁の変更について

松山地方方法務局今治支局で取り扱
っている商業・法人登記事務は、平
成22年1月12日(火)から松山地方
方法務局(本局)登記部門で取り扱う

こととなります。

次の事項は、松山地方方法務局(本
局)登記部門でのみ取り扱いますの
で、ご注意ください。

- ①商業・法人登記申請
- ②閉鎖登記簿謄本交付事務
- ③登記事項要約書交付事務
- ④印鑑(改印)届に関する事務
- ⑤印鑑カードの交付・廃止事務
- ⑥電子証明書の発行・使用廃止事務
- ⑦電子証明書識別符号(休止届出用
暗証コード)の変更事務

なお、商業・法人登記に係る登記
事項証明書、印鑑証明書の交付事務
については、引き続き今治支局でも
取り扱います。

また、不動産登記事務につきまし
ては、取り扱いの変更はありません。
商業・法人登記の申請、登記事項
証明書及び印鑑証明書の請求は、オ
ンライン申請や郵送申請によっても
行うことができます。

手続等の詳細につきましては、松
山地方方法務局のホームページをご参
照下さい。

《[http://houmukyoku.moj.go.jp/
matsuyama/top.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/matsuyama/top.html)》

■問合せ先

松山地方方法務局登記部門

TEL 089-93210888

松山地方方法務局今治支局

TEL 089-812210855

CO₂CO₂トリアル

2009開催中

今年も秋からみんなで「節電」C
O₂CO₂(コッこつ)減らして「脱
温暖化」に参加しませんか。

■対象期間

平成21年10月～平成22年1月

●**コッこつコース**(省エネグッズな
ど商品総数500本・空クジなし)

●ご家庭で電気使用量が前年同月を
下回るようにトライし、平成21年10
月から平成22年1月に発行された検
針票(前年同月を下回ったもの、前
年同月使用量は当月検針票に記載さ
れています)を各抽選会場に持参し
てください。

●**トクとくコース**(抽選で1万円相
当の商品券等が10名様に当たる!!)

検針票1枚で1口分

●コッこつコース応募者は、トクと
くコースに自動的に参加。

●トクとくコースは郵送でも受け付
けます。応募条件はコッこつコース
と同じです。詳しくは、愛媛県地球
温暖化防止活動推進センターのホー
ムページをご覧ください。

■問合せ先

TEL 790-00005

松山市花園町4番地61302

愛媛県地球温暖化防止活動推進セン
ター(アースピアえひめ)

TEL・FAX 089-98911068

※また不明な点は、弓削総合支所生
活事業課又は各総合支所住民課まで
お問合せ下さい。

弓削商船高等専門学校

商船祭&公開講座

■日時 11月7日(土)、8日(日)

■場所 弓削商船高等専門学校

《**学校見学会**》予約受付中!

10時～15時 学校見学

◎**問合せ先** 学生課入試係
TEL 089717714619

《**第5回パネルフォーラム**》

■日時 7日(土)、8日(日)

10時～15時 専攻科棟3階

地域、産業界の方々を対象に、
研究・開発シーズ発掘のためのパ
ネル展示、サンプル展示を開催い
たします。

(担当 企画広報室企画係)

《**ロボコン体験～ロボットを
動かしてみよう**》

■日時 7日(土) 11時～12時

■対象 小学4年生以上

■定員 10名

《**コミュニケーションにおけ
るうなぎ**》

■日時 8日(日) 10時～11時

■対象 小学生以上、一般

■定員 10名程度

◎ロボコン体験及びコミュニケー
ションにおけるうなぎの講座
を受講希望される方は、企画広
報室企画係(Tel 0897177
14613)までお問い合わせ
下さい。

上島町産業まつり＆岩城駐在所かんきつ参観デー

■とき 11月15日(日) 9時～14時
■ところ 愛媛県しまなみ農業指導班岩城駐在所

★上島町産業まつり★

- レモンコンテスト&農産物品評会(展示終了後即売します13時30分)
- 特産品市場&100円市場
- 青いレモン料理コンテスト(料理・デザートの審査・表彰)
- 各種バザー(おでん・うどん・ラーメン・てんぷら・焼き鳥・鯛めし・山菜おこわ・混ぜご飯・いなり寿司・じゃこ天・レモンアイス・レモンケーキ・レモンジェリー・芋菓子・杜仲茶・味付け海苔・木工品・焼き海苔・佐島味噌・八朔・マーメイド・ぎんなん・米など)

★岩城駐在所かんきつ参観デー★

- 実証ほ場の公開と果実展示(営農相談・鳥獣害対策展示)
- 青空講習会(紅まどんな・レモンの生産技術紹介)
- 普及コーナー(しまなみ地域の活性化に向けてほか)
- JAおちいまばりコーナー(中生温州果実コンクール・銘柄産地の果実展示と試食)
- アトラクション 和太鼓演奏9時～(島本陣岩城太鼓)、餅まき12時

上島町産業まつり農産物等の出品大募集!

★レモンコンテスト

【応募部門】

①ハウスレモンの部②露地レモンの部③トレーサビリティの部
【応募方法】 11月13日(金)までにレモン10個以上を提出。住所、氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレス等を明記。栽培方法の特徴やセールスポイントなどを書き添えてください。

★農産物品評会

【岩城地区】

【弓削・生名・魚島地区】

11月14日(土) 13時から15時までの間に岩城駐在所へ出品。
11月13日(金)までに各支所産業建設課へ出品。

※出品票とビニール袋は、JA営農センター岩城支店・弓削支店及び岩城総合支所産業振興課・各総合支所産業建設課にあります。

★100円市場

出品期日は、農産物品評会と同様です。

■お問い合わせ先

上島町岩城総合支所産業振興課 TEL 0897-75-2500

※当日は、岩城港から会場まで無料送迎バスを運行しますので御利用ください。

皆さんお誘い合わせのうえ是非ご来場ください!

瀬戸内しまなみ大学講座

2009青いレモン料理コンテスト

出場者 募集!

■テーマ 安全安心の国産!青いレモンを使った料理&スイーツ

■内容

コンテストは書類審査とし、当日は応募の中からの優秀作品レシピの提供やレモンを使用した料理等の講話があります。

■審査員(講師) TOMOクッキングルーム 校長 門田智子 氏

■応募資格 ①個人又はグループ②料理は未公表で個人若しくはグループのオリジナルなもの《応募書類などは返却いたしません》

■応募方法

①応募用紙に必要事項を記入し、上島町産業振興課へお申込み下さい(郵送・FAX・Eメール可)②応募締切は11月6日必着③応募用紙は町公式ホームページからダウンロードできます。

■申込・問合せ先

〒794-1249 上島町岩城1427番地

上島町岩城総合支所産業振興課

TEL 0897-75-2500

FAX 0897-75-2539

E-mail: iwa-sangyou@town.kamijima.ehime.jp

《応募された作品および個人情報等につきましては、本目的以外には一切使用いたしません。》

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について」

平成21年中に納付した国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が「社会保険料控除」の対象となっており課税対象所得から控除されます。控除を受ける際には、保険料を納付したことを証明する書類（証明書または領収証書）を申告書に添付することが所得税法で義務付けられています。このため、保険料を納付した旨を証明する書類が必要となることから、社会保険庁では「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ様式）を、11月上旬または翌年2月にお送りすることになっています。

11月送付対象者

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方。

翌年2月送付対象者

10月1日から12月31日までの間にその年はいじめて国民年金保険料の納付があった方

国民年金保険料の領収証書は大切に！

国民年金保険料の納め忘れ等により納付が遅れますと、証明額等に記載されない場合があります。

この場合は、領収証書により控除額を自己申告する必要がありますので、国民年金保険料の領収証書は大切に保管してください。

※なお、年末調整の手続き等については、税務署にご確認ください。

社会保険庁の問い合わせ窓口は、

控除証明書専用ダイヤル 0570-070-117へ

IP電話（ひかり電話等）の方は03-6700-1130へおかけください。

〔専用ダイヤル設置期間〕

平成21年11月2日～平成22年3月13日までの平日及び土曜日

〔受付時間〕

●月～金曜日…午前8時30分～午後5時15分

月曜日（休日の場合は翌日）は午後7時まで受付

●第2土曜日…午前9時30分～午後4時

「太陽光発電の新たな

買取制度」の開始について

11月1日から、太陽光発電余剰電力の新たな買取制度が始まります。

太陽光発電の導入拡大のため、国民の「全員参加型」で負担するしくみです。

★太陽光発電設備の設置者

【余剰電力の買取単価】（平成22年3月31日までの契約申込み分）

〔住宅用〕48円／kWh

※燃料電池等の自家発電施設を併用している場合は39円／kWhとなります。店舗、事務所等を兼用している場合も、原則として「住宅」となります。契約に際しては、十分ご確認ください。

〔非住宅用〕24円／kWh

※燃料電池等の自家発電施設を併用している場合は20円／kWhとなります。学校、商業施設、病院、工場、道路施設などが、「非住宅用」となります。

【買取期間】10年間

★電力の需要者（使用者）

【燃料サーチャージ】

太陽光発電余剰電力の買取にかかる各家等の負担額です。導入当初は、0.1円／kWhとなり、月額数十円～100円未満の負担が見込まれています。

【お問い合わせ先】愛媛県経済労働部管理局

産業政策課企業立地推進室資源エネルギー係

電話番号（089）91212477（直通）

FAX番号（089）93312554

電子メール kigyouchi@pref.ehime.jp

住宅用太陽光発電導入支援対策費

補助金 申請受付のお知らせ

■募集期間 平成22年1月29日（金）まで

■補助金額 対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり7万円

■対象者 自ら居住する住宅にシステムを設置しようとする個人で、電灯契約者となる方

■対象システム 以下の要件を満たすことを条件とする

①太陽電池モジュールの変換効率が一定の数値を上回ること（太陽電池の種類毎に基準値を設定）。

②一定の品質・性能が確保され、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。

③最大出力が10kW未満で、かつシステム価格が70万円（税抜）／kW以下であること。

※要件についての詳細は交付規定及び技術仕様書に基づく

■問合せ先

有限責任中間法人太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）
〒261-7119

千葉県千葉市美浜区中瀬2-16 WB

Gマリブイースト19F

TEL 043123916200

FAX 0431239162001

URL <http://www.jp-pec.or.jp>

年金相談の時間延長と

休日相談のご案内

社会保険事務所では、次のとおり、年金相談時間の延長及び休日における年金相談を実施しています。

平日や昼間に相談できない方は、是非ご利用ください。

■毎週月曜日の時間延長の年金相談

毎週月曜日は、19時まで時間延長して、年金相談を実施しています。

(注) 月曜日が祝日の場合は、火曜日又は直後の開庁日となります。

■休日開庁による年金相談

毎月第2土曜日は、社会保険事務所を開庁して、年金相談を実施しています。

平日に来訪できない方は「休日開庁による年金相談」を是非ご利用ください。

※開庁時間…9時30分～16時まで
(通常の平日の相談時間は、8時30分～17時15分です。)

「年金相談の時間予約」を

受付けています。

年金相談の待ち時間を解消するため、時間予約による年金相談を受付けています。

あらかじめ、相談希望日の前日までに、ご都合のよい日・時間を電話等により社会保険事務所までお申込みください。

身に覚えのない商品が手元に!

● 送りつけ商法(ネガティブ・オプション)の手口と被害

注文もしていないのに、郵便などで商品を一方向的に送りつけ、代金を請求する商法を送りつけ商法(ネガティブ・オプション)といえます。商品を受け取った以上、代金を支払わなければならないと、勘違いして支払うことを狙ったもので、この場合、契約は成立していないと考えられるため代金を支払う必要はありません。送りつけられる商品は、雑誌、健康食品やアダルト関連商品など様々です。中には福祉の寄付を装って商品を送りつけ代金を請求する業者もあります。また、代金引換郵便などで届いた場合は、家族が事情をわからないままに代金を支払い、代金を取り戻すことが困難になるケースもあります。

● 被害にあわないために

☆身に覚えのない商品は、受け取らないようにしましょう。家族あてに届けられたものについても、注文の確認ができないものは受け取らないようにしましょう。

☆代金引換郵便などで商品が届いた場合は、支払い前に注文の有無を確認するなど十分注意しましょう。

● 商品が届いたら

☆商品が届いた日から14日間(商品の引き取りを業者に要請した場合は、その日から7日間)を経過すれば、その商品は自由に処分して構わないことになっています。ただし、保管期間中に商品を使用してしまうと購入の承諾とみなされるので注意しましょう。

☆中には送りつけ商法とは断定できないケースもあります。心配な時は、送り先の業者に確認しましょう。また、不安なことがありましたら、次の相談窓口までご相談下さい。

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター TEL 089-925-3700 FAX 089-946-5539

E-mail seikatu-center@pref.ehime.jp

岩城総合支所産業振興課 TEL 75-2500、せとうち交流館 TEL 77-2252

生名総合支所産業建設課 TEL 76-3000、魚島総合支所産業建設課 TEL 78-0011

《愛媛県消費生活センターからのお知らせ》

消費生活センターでは、多くの方に消費者問題にふれ合っていたいただき、被害防止につなげるため、「ふれあい消費生活相談フェア(仮称)」を開催します。楽しみながら学べるイベントとなっていますので、是非ご参加下さい。

「ふれあい消費生活相談フェア(仮称)」 日時 11月22日(日) 10時～16時

場所…エミフルMASAKI